



発行 東京都

目次

109

規程（交）

- 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………七

規程（下水）

- 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………一〇

規程（交）

●交通局規程第四十号

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山手 齊

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二に次の一項を加える。

6 次条第二項から第八項までの規定は、任期付職員採用条例第二条の二各項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

第八条の二第一項第一号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

（東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十八年交通局規程第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「旧級」を「切替日の前日においてその者が属する職務の級（以下「旧級」という。）」に改め、同項を附則第四項とし、

附則第七項中「経過措置適用職員」を「切替日の前日における東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和三十四年交通局規程第九号）別表第三

三級又は別表第三の二、三級に規定する標準的な職務に対応する職務の級に分類された者」に改め、同項を附則第五項とし、附則第八項中「附則第六項」を「附則第四

項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とし、附則第十項から第十四項までを二項ずつ繰り上げる。

附則別表第二中「附則第六項関係」を「附則第四項関係」に改める。

（号給の切替え）

3 前項の規定の施行に伴い平成三十年四月一日（以下この項から附則第六項までにおいて「切替日」という。）に職務の級が切り替えられる職員（以下「特定職員」という。）の切替日における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日においてその者が属していた職務の級の号給における給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同額又は直近上位の額の号給（旧給料月額が切替え後の職務の級の最高の

号給の給料月額を超える場合は当該最高の号給)とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が旧給料月額に達しないこととなる特定職員(局長の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(前項に規定する特定職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、局長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、局長の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務(同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。)をしている場合の前三項の規定による差額に相当する額は、前三項の規定にかかわらず、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第四条の三第二項の規定の適用前の給料月額と前三項の規定による差額に相当する額との合計額に東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)第四条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から改正後の規程第四条の三第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

(扶養手当に係る特例措置)

8 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、平成三十年四月一日の前日(以下「基準日」という。)において、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第八条の二による

認定を受けている扶養親族(改正後の規程第七条第一項に規定する扶養親族をいう。以下単に「扶養親族」という。)(以下「特定扶養親族」という。)の収入の合計額

(改正後の規程第八条の二第一項第一号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下単に「収入の合計額」という。)が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が平成三十年四月一日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合における改正後の規程七条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第二項及び第三項中「額とする」とあるのは「額の範囲において局長の定める額とする」とする。

9 前項の場合において、局長は、改正後の規程第八条の二第一項第一号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

10 附則第八項に規定する局長の定める額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。
一 前項の規定により扶養親族の認定を受けた者(以下「認定扶養親族」という。)に係る扶養手当については改正後の規程第七条第二項又は第三項の規定により算定された額の二分の一に相当する額
二 前号に規定する者以外の者に係る扶養手当については改正後の規程第七条第二項又は第三項の規定により算定された額

11 認定扶養親族である子が、基準日において改正前の規程第七条第三項に規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が平成三十年四月一日以後に改正後の規程第七条第三項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、改正後の規程第七条第三項の規定を適用しない。

(委任)
12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員部長が定める。

●交通局規程第四十一号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（企（七）の適用を受ける職員を除く。）」を削り、「とする」を「と」、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とするに改める。

別表第一 一の部交通局企業職員給料表（一）の項及び交通局企業職員給料表（二）又は交通局企業職員給料表（二）の二の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表（一）	職務の級が五級である職員	百分の二十
	職務の級が四級である職員	百分の十五
	職務の級が三級である職員であつて東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年交通局規程第十号。以下「統括課長代理規程」という。）第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三
	職務の級が六級である職員	百分の二十
	職務の級が五級である職員	百分の十五
	職務の級が四級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
	職務の級が三級である職員	百分の三

別表第一 一の部交通局企業職員給料表（六）の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表（六）	職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が三級である職員（加算割合が百分の十である職員を除く。）	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十九年交通局規程第四十号）附則第四項から第七項までの規定により給料を支給される特定職員（同規程附則第三項に規定する特定職員をいう。）又は職員に関するこの規程による改正後の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程第三条第三項の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と東京都交通局企業職員の給料等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十九年交通局規程第四十号）附則第四項から第七項までの規定による給料の額との合計額」とする。

●交通局規程第四十二号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「適用

を受ける職員」の下に「(次号に該当する職員を除く。)」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第三号中「(前号に該当する職員を除く。)」を削り、「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に、「」を乗じて」を、「(七)の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて」に改める。

第四条の三第一項第一号中「一万分の八千三百六十」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万八百六十七」を「一万分の一万二千四百四十三」に改め、同項第二号中「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同号の表交通局企業職員給料表(一)の項及び交通局企業職員給料表(二)及び交通局企業職員給料表(二)の二の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(一)	職務の級が三級である職員
交通局企業職員給料表(二)及び交通局企業職員給料表(二)の二	職務の級が四級である職員

第四条の三第一項第四号の表交通局企業職員給料表(六)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(六)	職務の級が三級である職員
---------------	--------------

第四条の三第一項第五号中「一万分の八千百」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第七号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第八号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

別表第一 一の部交通局企業職員給料表(一)の項及び交通局企業職員給料表(二)又は交通局企業職員給料表(二)の二の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(一)	職務の級が五級である職員	百分の二十
	職務の級が四級である職員	百分の十五
交通局企業職員給料表(一)	職務の級が三級である職員であつて東京都交通局統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年交通局規程第十号。以下「統括課長代理規程」という。)第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三
	職務の級が六級である職員	百分の二十
	職務の級が五級である職員	百分の十五
	職務の級が四級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が四級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が三級である職員	百分の三
	職務の級が二級である職員	百分の三
	職務の級が二級である職員	百分の三

別表第一 一の部交通局企業職員給料表(六)の項を次のように改める。

交通局企業職員給料表(六)	職務の級が三級である職員であつて統括課長代理規程第三条の規定により統括課長代理に認定されたもの	百分の十
	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三

附則

1 (施行期日等)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項第二号の改正規定(「適用を受ける職員」の下に「(次号に該当する職員を除く。)」を加える部分に

限る。)、同項第三号の改正規定(「(前号に該当する職員を除く。)」を削る部分及び「)を乗じて」を「(七)の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて」に改める部分に限る。)、第四条の三第一項第四号の表の改正規定及び別表第一の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規程(第三条第一項第二号中「適用を受ける職員」の下に「(次号に該当する職員を除く。)」を加える改正規定、同項第三号中「(前号に該当する職員を除く。)」を削る改正規定及び同号中「)を乗じて」を「(七)の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて」に改める改正規定及び第四条の三第一項第四号の表の改正規定を除く。による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程第三条第一項、第四条の三第一項及び次項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(特例措置)

3 平成二十九年十二月に支給する勤勉手当に係るこの規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)(第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百三十」と、同項第二号中「百分の百」とあるのは「百分の百五」と、同項第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

(内払)

4 この規程による改正前の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づいて平成二十九年十二月に支払われた勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二十七号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

(東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

2 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十七年水道局管理規程第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。

(号給の切替え)

3 前項の規定の施行に伴い平成三十年四月一日(この項から附則第六項までにおいて「切替日」という。)(職務の級が切り替えられる職員(以下「特定職員」という。)(切替日における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日においてその者が属していた職務の級の号給における給料月額(以下「旧給料月額」という。)(と同額又は直近上位の額の号給(旧給料月額が切替え後の職務の級の最高の号給の給料月額を超える場合は当該最高の号給)とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が旧給料月額に達しないこととなる特定職員(別に定める職員を除く。)(には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(前項に規定する特定職員を除く。)(について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている場合の前三項の規定による差額に相当する額は、前三項の規定にかかわらず、この規程による改正後の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十一条の二第三項の規定の適用前の給料月額と前三項の規定による差額に相当する額との合計額に東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から改正後の規程第十一条の二第三項の規定による給料月額を減じた額とする。
（扶養手当に係る特例措置）

8 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、平成三十年四月一日の前日（以下「基準日」という。）において、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第三十二条第一項の規定による認定を受けている扶養親族（改正後の規程第三十条第一項に規定する扶養親族をいう。以下単に「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の所得額の合計額（改正後の規程第三十二条第一項第二号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額をいう。以下単に「所得等の合計額」という。）が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の所得額の合計額が平成三十年四月一日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合における改正後の規程第三十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則第十項のとおりとする。

9 前項の場合において、所属長は、改正後の規程第三十二条第一項第二号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

10 附則第八項の場合における改正後の規程第三十条第二項及び第三項に規定する扶養手当の月額額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

一 前項の規定により扶養親族の認定を受けた者（以下「認定扶養親族」という。）に係る扶養手当については、改正後の規程第三十条第二項及び第三項の規定により算定された額の二分の一に相当する額

二 前号に規定する者以外の者に係る扶養手当については、改正後の規程第三十条第二項及び第三項の規定により算定された額

11 認定扶養親族である子が、基準日において改正前の規程第三十条第三項の規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が平成三十年四月一日以後に改正後の規程第三十条第三項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、改正後の規程第三十条第三項の規定を適用しない。

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

●東京都水道局管理規程第二十八号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程
東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「であつて、給与規程別表第一の二イの部第二項に規定する課長の職務の職にあるもの」を削り、同条第二項中「（指定職員を除く。）」を削り、「と」を「と」、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする」に改める。

第七条第二項第二号中「であつて給与規程別表第一の二イの部第二項に規定する課長の職務の職にあるもの」を削り、同項第三号中「職務の級が四級である職員（加算割合が百分の十五である職員を除く。）又は」及び「給与規程別表第一の二イの部第三項に

規定する課長代理の職務の職にあるもののうち」を削り、同項第四号中「であつて給与規程別表第一の二イの部第三項に規定する課長代理の職務の職にあるもの(加算割合が百分の十である)」を「(前号に該当する)」に改め、「であつて給与規程別表第一の二イの部第一項に規定する担任技能長の職務の職にあるもの」を削り、同項第五号中「三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。若しくは職務の級が、」であつて給与規程別表第一の二イの部第五項に規定する主任の職務の職にあるもの」、「三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。若しくは職務の級が」及び「であつて給与規程別表第一の二イの部第二項に規定する技能主任の職務の職にあるもの」を削る。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十九号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、「であつて、給与規程別表第一の二イの部第二項に規定する課長の職務の職にあるもの」を削り、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二号中「という。」の下に「であつて、次号に該当しない職員」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同条第三号中「(指定職員を除く。）」を削り、「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に、「」を乗じて」を、「指定職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて」に改める。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千三百六十」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万八千六十七」を「一万分の一万二千四百四十三」に改め、同項第二号中

「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千百」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第七号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第八号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

別表第一(第四条の四関係)

給 料 表	職 員
給料表(一)	職務の級が三級である職員
給与規程別表第一口に定める水道局給料表(二)	職務の級が三級である職員

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定(「であつて、給与規程別表第一の二イの部第二項に規定する課長の職務の職にあるもの」を削る部分に限る。)、同条第二号の改正規定(「という。」の下に「であつて、次号に該当しない職員」を加える部分に限る。)、同条第三号の改正規定(「(指定職員を除く。）」を削る部分及び「)を乗じて」を、「指定職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて」に改める部分に限る。及び別表第一の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規程(第三条第二号中「という。）」の下に「であつて、次号に該当しない職員」を加える改正規定、同条第三号中「(指定職員を除く。）」を削る改正規定及び同号中「)を乗じて」を、「指定職員にあつては百分の五十二・五)を乗じて」に改める改正規定を除く。による東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(以下「改

正後の規程」という。) 第三条の規定及び次項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(勤勉手当に関する特例措置)

3 平成二十九年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条の規定の適用については、同条第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百三十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、同条第二号中「百分の百」とあるのは「百分の百五」と、同条第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

(内払)

4 この規程による改正前の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき平成二十九年十二月に支払われた勤勉手当は、改正後の規程に基づく勤勉手当の内払とみなす。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十五号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「この格付けに当たつては、等級別基準職務表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。」を削る。

第三十四条第一項第二号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

(東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

2 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成二十七年東京都下水道局管理規程第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。(号給の切替え)

3 前項の規定の施行に伴い平成三十年四月一日(以下この項から附則第六項までにおいて「切替日」という。)に職務の級が切り替えられる職員(以下「特定職員」という。)の切替日における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日においてその者が属していた職務の級の号給における給料月額(以下「旧給料月額」という。)と同額又は直近上位の額の号給(旧給料月額が切替え後の職務の級の最高の号給の給料月額を超える場合は当該最高の号給)とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が旧給料月額に達しないこととなる特定職員(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員(前項に規定する特定職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前三項の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定による承認を受け、同条

第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしていない場合の前三項の規定による差額に相当する額は、前三項の規定にかかわらず、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十三条の二第三項の規定の適用前の給料月額と前三項の規定による差額に相当する額との合計額に東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額から改正後の規程第十三条の二第三項の規定による給料月額を減じた額とする。

（平成三十一年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例措置）

8 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、平成三十年四月一日の前日（以下「基準日」という。）において、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第三十四条第一項の規定による認定を受けている扶養親族（改正後の規程第三十二条第一項に規定する扶養親族をいう。以下単に「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の所得等の合計額（改正後の規程第三十四条第一項第二号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額をいう。以下単に「所得等の合計額」という。）が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の所得等の合計額が平成三十年四月一日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合における改正後の規程第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、附則第十項のとおりとする。

9 前項の場合において、所属長は、改正後の規程第三十四条第一項第二号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

10 附則第八項の場合における改正後の規程第三十二条第二項及び第三項に規定する扶養手当の月額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

- 一 前項の規定により扶養親族の認定を受けた者（以下「認定扶養親族」という。）に係る扶養手当については改正後の規程第三十二条第二項又は第三項の規定により算定された額の二分の一に相当する額

二 前号に規定する者以外の者に係る扶養手当については改正後の規程第三十二条第二項又は第三項の規定により算定された額

11 認定扶養親族である子が、基準日において改正前の規程第三十二条第三項に規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が平成三十年四月一日以後に改正後の規程第三十二条第三項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、改正後の規程第三十二条第三項の規定を適用しない。

（補則）

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

●東京都下水道局管理規程第二十六号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項の表中「であつて、給与規程別表第一の二イの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職であるもの」を削り、同条第二項中「（指定職員を除く。）」を削り、「とする」を「と」、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする」に改める。

第七条第二項第一号中「であつて給与規程別表第一の二イの部五級の項に規定する部長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、同項第二号中「であつて給与規程別表第一の二イの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、同項第三号中「四級である職員（加算割合が百分の十五である職員を除く。）又は職務の級が」及び「であつて給与規程別表第一の二イの部三級の項に規定

する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、「認定されたもの」を「認定された職員」に改め、同項第四号中「であつて給与規程別表第一の二イの部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、「加算割合が百分の十である」を「前号に該当する」に改め、「であつて給与規程別表第一の二口の部三級の項に規定する担任技能長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、同項第五号中「三級である職員(加算割合が百分の十又は百分の六である職員を除く。)又は職務の級が」、「であつて給与規程別表第一の二イの部二級の項に規定する主任の職務の職にあるもの」、「三級である職員又は職務の級が」及び「であつて給与規程別表第一の二口の部二級の項に規定する技能主任の職務の職にあるもの」を削る。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二十七号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、「であつて、給与規程別表第一の二イの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職であるもの」を削り、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「と(う)の(下)に」(次号に該当する職員を除く。)を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第三号中「(指定職員を除く。)」を削り、「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に、「」を乗じて」を「、指定職員にあつては百分の五十二・

五)を乗じて」に改める。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千三百六十」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万八百六十七」を「一万分の一万二千四百四十三」に改め、同項第二号中「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第四号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」

に改め、同号の表下水道局企業職給料表(一)の項中

職務の級が四級である職員(給料表(一)四級職員を除く。)
職務の級が三級である職員であつて給与規程別表第一の二イの部三級の項に規定する課長代理の職務の職又はこれに相当する職にあるもの

を 職務の級が三級である職員

に改め、同表下水道局企業職給料表(二)の項

中「であつて給与規程別表第一の二口の部三級の項に規定する担任技能長の職務の職又はこれに相当する職にあるもの」を削り、同項第五号中「一万分の八千百」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第六号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第七号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第八号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四項第一号の改正規定(「であつて、給与規程別表第一の二イの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職であるもの」を削る部分に限る。)、同項第二号の改正規定(「と(う)の(下)に」(次号に該当する職員を除く。)を加える部分に限る。)、同

項第三号の改正規定（「（指定職員を除く。）」を削る部分及び「）を乗じて」を「指定職員にあつては百分の五十二・五）を乗じて」に改める部分に限る。）及び第四条の四第一項第四号の表の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規程（第三条第四項第一号中「であつて、給与規程別表第一の二イの部四級の項に規定する課長の職務の職又はこれに相当する職であるもの」を削る改正規定、同項第二号中「という。」の下に「（次号に該当する職員を除く。）」を加える改正規定、同項第三号中「（指定職員を除く。）」を削る改正規定、同号中「）を乗じて」を「指定職員にあつては百分の五十二・五）を乗じて」に改める改正規定及び第四条の四第一項第四号の表の改正規定を除く。）による改正後の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）及び次項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（特例措置）

3 平成二十九年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条第四項の規定の適用については、同項第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百三十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項第二号中「百分の百」とあるのは「百分の百五」と、同項第三号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

（内払）

4 この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき平成二十九年十二月に支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

